

October 8, 2020

EY TAX Flash

# メキシコ大統領、 議会に2021年度予 算案を提出

## NEW! EY Tax News: Mexico Edition

EY's Tax News: Mexico Edition is a free, personalized email subscription service that allows you to receive EY Mexico Tax Alerts and newsletters across all areas of tax. Access registration [here](#).

Also available is our EY Mexico Tax Alert Library [here](#).

メキシコ大統領が、2021年度の予算案(法案)を議会に提出しました。2020年度案と比較すると本法案の国際課税への影響は少なく、課税の行政および執行に関する問題を対処するものであり、増税や新しい税務概念は含まれていません。

予算案の法制化には、メキシコ議会両院の議論と採決が必要ですが、採決による承認は2020年10月31日までにを行う必要があります。承認の後、予算案は大統領に送られ、その署名後官報に掲載されます。予算案は同日法制化され、2021年1月1日に法制化される見込みです。納税者と投資家は、これら立法過程における法案の内容に留意する必要があります。本税務アラートは、外国人投資家に最も関連する条項に焦点を当てております。

## 連邦財政法

### 一般的租税回避防止規定 (GAAR)

2019年12月9日に制定された税制改正では、納税者が事業目的または実態を欠いた(迂回)取引を行う場合、税務当局が当該取引を税務上の対象取引として再度特定する事が出来る一般的租税回避防止規定(GAAR)を定めております。昨年来のGAARでは本規定の適用による納税者への刑事上の懲罰が生じることはないと言われていましたが、今回の法案では、この条文が犯罪捜査または告発を妨げるものではないことを明確にしています。

## 分社化

メキシコでは税務上特定の要件を満たす場合、分社化は資産の非課税譲渡として扱われますが、この取扱いの濫用が認められたため、予算案は、分社化前に存在しなかった引当金または会計仕訳が発生するなど、分社化が関係する企業のいずれかで株主資本が増加する場合、分社化を課税対象の譲渡として扱うものとしています。従前の分社化に関する税法ですべての要件が満たされている場合でも、上記該当取引の場合には課税対象の譲渡として扱われます。

## 共同責任

また法案では課税対象の譲渡と見做される分社化に対し共同責任を適用するとしています。共同責任は、メキシコ国外関連者がメキシコ居住企業との取引の結果として恒久的施設を生じたと見做された場合にも適用されます。

## その他の連邦財政法に対する修正案

また、法案には、以下の条項も含まれます。

- 還付手続きの調整(例:メキシコの税務当局が所在を特定できないまたは住所を確認できない納税者について、還付請求を取り下げとする等)
- 移転価格における罰金減額の廃止
- 請求書のデジタル印章証明の取消しおよび再発行の手順変更
- 税務調査実施における情報収集のための税務当局による技術ツールの使用(例:カメラ、ビデオカメラ、テーブルコーダー、携帯電話の使用)
- 税務当局が貿易に関連する電子税務調査を完了しなければならない期限の延長
- 国内仲裁プロセスにおける最終合意手続き(Conclusive Agreement)の変更
- 電子請求書発行要件の変更

## 法人税

### マキラドーラ制度

マキラドーラ税制は、2014年度税制改正の当初の意図を強化する為、関連条文の文言が若干変更されましたが、この文言変更により、移転価格規則順守のため、マキラドーラ制度ではセーフハーバー手法の適用、または事前確認(APA)を確実に行うことが強化されます。

また、関税の観点から、法案による「密輸品」の定義が拡大され、とりわけ、マキラドーラまたはIMMEX制度の下で一時的に輸入された機械設備(のみならず他対象品)について、一時輸入を超える期間で海外に輸出されない場合には関税制度の変更を要請される事となります。

### 非営利団体

この法案では、税控除の寄付を受けることを認められた非営利団体および信託の、寄付に関連する活動以外の活動から受ける事が出来る収入が制限されます。非営利活動とは無関係な活動からの収入の限度額は総収入の50%までとなります。

## 付加価値税

### デジタルサービス

非居住者であるデジタルサービスプロバイダーに対する規則が拡張され、従前に加えて法令順守違反として厳しく扱われる場合があります。2019年度の税制改正の一環として、メキシコは居住者への一定の物品やサービスの販売について、非居住者のデジタルサービスプロバイダーに対しVATの登録、徴収、報告を義務付けています。さらに、プラットフォームを介して物品やサービスの購入仲介者として機能する非居住者のデジタルサービスプロバイダーは、プラットフォームを介して対価が支払われる物品やサービスについてVATを徴収する義務がありま

す。現在の規則では、これらの取引で徴収されたVATは、売手がメキシコ居住者である場合にのみ、源泉徴収として税務当局に納付する必要があります。本法案はこの義務を拡大し、売手が非居住者である取引でもVATを源泉徴収として納付しなければなりません。その場合、仲介プラットフォーム業者は、ユーザーの要求に応じて請求書を発行する義務も生じます。

現在、中古品の販売に関与する仲介者は、VATを登録、徴収、報告する必要はありませんが、この法案では、中古品販売の仲介者のVAT義務除外は廃止され、すべてのVAT義務の順守が求められます。

VAT登録およびコンプライアンス規則に準拠していないと判断された非居住者のデジタルサービスプロバイダーを、メキシコの電気通信ネットワークからブロックする規則も含まれています。

For further information about this bulletin, please contact any of the following professionals:

**Ernst & Young Tax Co., Latin America  
Tax Desk, Japan & Asia Pacific**

**Raúl Moreno**  
Partner, International Tax and  
Transaction Services  
raul.moreno@jp.ey.com

**Tak Morimoto**  
Senior Manager, Japanese Business  
Services, International Tax and  
Transaction Services  
tak.morimoto@ey.com

**Ernst & Young Mexico,  
Mexico City**

**Alejandro Polanco Polanco**  
Partner, International Tax and  
Transaction Services  
alejandropolanco@mx.ey.com

**EY**

Assurance | Tax | Transactions | Advisory

**About EY's Tax Services**

Your business will only succeed if you build it on a strong foundation and grow it in a sustainable way. At EY, we believe that managing your tax obligations responsibly and proactively can make a critical difference. Our global teams of talented people bring you technical knowledge, business experience and consistency, all built on our unwavering commitment to quality service – wherever you are and whatever tax services you need.

We create highly networked teams that can advise on planning, compliance and reporting and help you maintain constructive tax authority relationships – wherever you operate. Our technical networks across the globe can work with you to reduce inefficiencies, mitigate risk and improve opportunity. Our 45,000 tax professionals, in more than 150 countries, are committed to giving you the quality, consistency and customization you need to support your tax function.

For more information about our organization, please visit  
[www.ey.com/mx](http://www.ey.com/mx)

© 2020 Mancera, S.C. EYGM Limited All Rights Reserved ©

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients.

This bulletin has been prepared by the professionals of EY and contains general comments on the application of various accounting, tax and financial standards, as applicable. Since the contents of this bulletin are informative in nature and do not represent a specialized study of any specific situation, this bulletin must in no case be construed as being professional advice on any concrete case. At EY, we are committed to providing you with reliable and timely information; however, we cannot guarantee that the contents of this document will be valid at the time you receive or consult this document, or that they will continue to be valid in the future. Therefore, EY assumes no responsibility whatsoever for any errors or inaccuracies that may be contained in this document and the decision to use the information contained herein is entirely the recipients. All rights reserved (currently being processed).